

地質調査業務共通仕様書

平成21年2月 制定
令和2年11月 改定
横浜市水道局

第1条 準用

- 1 「地質調査業務共通仕様書（横浜市水道局）」は、「地質調査業務共通仕様書（令和2年8月改定横浜市）」を準用する。この場合において、本文を以下のように読み替える。
 - (1) 第101条第1項及び第102条第4項にある「横浜市」は「横浜市水道局」と読み替える。
 - (2) 第102条第1項にある「市長又はその委任を受けた者」は「水道事業管理者」と読み替える。